

平成25年7月3日

平成23年(ワ)第128号 損害賠償請求事件
(原告不破茂, 被告国立大学法人愛媛大学)

松山地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 森 實 将 人

和 解 勧 告 書

当裁判所は、当事者双方が本和解を機に過去を清算し、将来に向かって円滑な研究・教育活動等の基盤が整備されることを期待して、別紙のと通りの和解を勧告するものである。なお、当裁判所は、本件訴訟係属等のため必ずしも円滑に原告の准教授等への昇任審査が行われていない現状に照らし、また、原告が被告との融和を優先し、本件訴えを取下げにより終了させる決断をしたことを積極的に評価して、被告において原告の准教授・教授等への昇任を相当と判断する場合には、原告の年齢等にも配慮し、先例にとらわれることなく、迅速な対応をとることが望ましいものと思料する。

(別紙)

和解条項 (案)

- 1 原告は、過去において、原告の諸会議・委員会活動等への参加状況等に関し、「国立大学法人愛媛大学教員選考に関する規程」の評価上、消極的な意見もあつたことを真摯に受け止め、被告の原告に対する期待に沿うよう、今後も引き続き被告関係者との和衷協同に努めるものとする。
- 2 被告は、原告主張のハラスメントの調査に関し、人権問題調査委員会による調査が行われなかったことなどの点で、必ずしも十分なものではないとの感想を原告が抱いていることを踏まえて、今後より一層、学内におけるハラスメントの防止に努めるものとする。
- 3 被告は、本和解成立後、速やかに原告の准教授への昇任審査の手続を進めるものとする。
- 4 原告は本件訴えを取り下げ、被告はこれに同意する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上